



「再活」×2

不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



平成 27 年 11 月 12 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 保坂光二
(コード番号 8925 東証二部)
問合せ先 常務取締役 久保玲士
(TEL 03-5367-2001)

A 種優先株式の一部取得に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、当社が平成 22 年 7 月 28 日に発行した A 種優先株式の一部を取得することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. A 種優先株式の一部取得について

当社が平成 22 年 7 月 28 日に発行した A 種優先株式については、平成 27 年 11 月 2 日付「A 種優先株式の金銭を対価とする取得請求権の請求に関するお知らせ」において、908 株(潜在株式数 1,078,805 株)を取得したことを発表し、本日消却いたしました。

当社は本日開催の取締役会において、残りの A 種優先株式 8,008 株(潜在株式数 9,514,441 株)についても潜在株式の減少や優先配当の負担を軽減するため、法令上可能な範囲で取得していく方針を決議し、また A 種優先株式の発行要項 15(次頁ご参照)に基づき、A 種優先株主から A 種優先株式の一部を取得し、以下の金銭を A 種優先株主に対して交付することを決議いたしました。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 銘柄名 | 株式会社アルデプロ A 種優先株式 |
| (2) 取得株式数総数 | 5,334 株 |
| (3) 強制償還価額 | 1 株につき 300,000 円 |
| (4) 強制償還価額の総額 | 1,600,200,000 円 |
| (5) 強制償還日 | 平成 28 年 1 月 20 日 |
| (6) 金銭の交付日 | 平成 28 年 1 月 20 日 |

2. A 種優先株式の消却について

上記により取得した A 種優先株式を次のとおり消却します。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 株式会社アルデプロ A 種優先株式 |
| (2) 消却する株式数 | 5,334 株 |
| (3) 消却予定日 | 平成 28 年 1 月 20 日 |

3. 潜在株式の減少について

平成 27 年 11 月 2 日付「A 種優先株式の金銭を対価とする取得請求権の請求に関するお知らせ」において、A 種優先株式 908 株を平成 27 年 11 月 12 日付で消却したことに伴い潜在株式が 1,078,805 株減少し、また、上記の A 種優先株式を平成 28 年 1 月 20 日に消却することに伴い潜在株式が 6,337,425 株減少し、合計 7,416,230 株（平成 27 年 11 月 12 日現在の普通株式の発行済株式総数 236,241,758 株に対する割合 3.14%）の潜在株式が減少することとなります。

本日の取締役会決議により、法令上可能な範囲で金銭の交付と引き換えに A 種優先株式を取得することが出来、取得した A 種優先株式を消却する事により普通株式の希薄化を抑えるなど、当社の経営環境、市況等の状況に応じて柔軟な対応をすることが可能となります。今回は、平成 28 年 1 月 20 日に 5,334 株を取得し消却する予定ですが、その後も随時、法令上可能な範囲で金銭の交付と引き換えに A 種優先株式を取得、消却していく方針です。

なお、当社が発行した A 種優先株式（8,916 株）を全て取得し消却した場合、10,593,246 株（平成 27 年 11 月 12 日現在の普通株式の発行済株式総数 236,241,758 株に対する割合 4.48%）の潜在株式が減少致します。

（ご参考）

1. 発行済株式総数

	消却前	消却後 (平成 28 年 1 月 20 日現在)	増減
発行済株式総数	239,211,879 株	239,206,545 株	△5,334 株
普通株式	236,241,758 株	236,241,758 株	—
A 種優先株式	8,008 株	2,674 株	△5,334 株
B 種優先株式	0 株	0 株	—
C 種優先株式	824,355 株	824,355 株	—
D 種優先株式	1,998,936 株	1,998,936 株	—
E 種優先株式	138,822 株	138,822 株	—

2. 株式会社アルデプロ A 種優先株式発行要項（抜粋）

15. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A 種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を A 種優先株主に対して交付するものとする。なお、A 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、A 種優先株式 1 株につき、300,000 円とする。

以上